

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の公布について（通知）

本日、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第124号）が別紙のとおり公布され、平成26年4月1日から施行することとされたところである。その趣旨及び主な内容等について下記のとおり通知するので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本法の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

1 省令の趣旨

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の一部の施行（平成 26 年 4 月 1 日）に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年省令第 19 号）等の関係省令の整備等を行うもの。

2 主な内容

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正
- (1) 重度訪問介護の対象者の拡大
重度訪問介護の対象者に、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を必要とするものを追加することとした。
 - (2) 地域移行支援の対象者の拡大
地域移行支援の対象者に、以下の者を追加することとした。
 - ・ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設又は更生施設に入所し

ている障害者

- ・ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）に規定する刑事施設又は少年院法（昭和 23 年法律第 169 号）に規定する少年院に収容されている障害者
- ・ 更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）に規定する更生保護施設に収容されている障害者 等

二 介護給付費等の請求に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 170 号）の一部改正整備法の施行による、共同生活介護の共同生活援助への一元化に伴い、介護給付費・訓練等給付費等明細書の様式の一部改正等を行うこととした。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部改正

(1) 重度訪問介護の対象者の拡大

重度訪問介護の対象者に、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を必要とするものを追加することに伴う所要の改正を行うこととした。

(2) 共同生活介護の共同生活援助への一元化関係

① 共同生活援助について、新たに外部サービス利用型共同生活援助を創設し、共同生活援助事業者自らが介護の提供を行う「指定共同生活援助」と、共同生活援助事業者はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業者に介護の提供を委託する「外部サービス利用型指定共同生活援助」に区別して基準を規定することとした。

i 人員に関する基準

指定共同生活援助については、現行の指定共同生活介護と同様の基準とすることとした。外部サービス利用型指定共同生活援助については、現行の指定共同生活援助と同様の基準とした上で、世話人の配置基準を現行の指定共同生活介護と同じ 6：1 以上に見直すこととした。ただし、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされた事業所については、当分の間、世話人の配置基準を 10：1 とする経過措置を設けることとした。

（注） 改正後の指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合も同様とすることとした。

ii 設備・運営に関する基準

ア 指定共同生活援助については、基本的に現行の指定共同生活介護と同様の基準とすることとした。外部サービス利用型指定共同生活援助については、以下に示す受託居宅介護サービス（外部の居宅介護事業者に委託した介護の提供等）に係るものを除き、基本的に指定共同生活援助の規定を準用することとした。

（ア） 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者がその利用者に対して内

容及び手続きの説明及び同意を得る事項に、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び事業所の名称を追加したこと。

(イ) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切に受託居宅介護サービスが提供されるよう措置を講ずることとしたこと。

(ウ) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の運営規程における規定事項に受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地を追加したこと。

(エ) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の事業の開始にあたっての受託居宅介護サービス事業者への委託の手続きに係る規定を追加したこと（注）等

（注） 外部サービス利用型指定共同生活援助とみなされた事業所については、（エ）について、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の受託居宅介護サービスの提供の開始までに、指定居宅介護を提供する事業者と業務を委託する契約を締結することとする経過措置を設けることとした。

イ 10人以上が入居する既存の共同生活住居を建て替える場合であって、都道府県知事が特に必要があると認める場合については、その時点の当該共同生活住居の入居定員の数を上限とする共同生活住居の設置を可能とすることとした。

② 本体住居（サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として、入居定員を一人とするサテライト型住居を創設することとした。

i 人員に関する基準

サテライト型住居を含む共同生活援助事業所については、当該指定共同生活援助事業所の利用定員にサテライト型住居の入居定員を含み、本体住居の入居定員にはサテライト型住居の入居定員を含まないものとする事とした。

ii 設備・運営に関する基準

ア サテライト型住居には、日常生活を営む上で必要な設備を設けることとした。

イ サテライト型住居の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすることとした。

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）の一部改正

(1) 地域移行支援の対象者の拡大に伴う所要の改正を行うこととした。

(2) 救護施設等又は刑事施設等からの退院又は退所後における地域移行支援事業利用者の居住予定地が遠隔地の場合、住居の確保及び関係機関との連絡調整等について

は、他の指定地域移行支援事業者に委託できるものとする事とした。ただし、その場合においては、業務の実施状況についての定期的な確認とその結果を記録することとした。

五 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日